

研究助成実施報告書

助成実施年度	2022 年度
研究課題（タイトル）	子どものスケートボードの遊技・競技と都市空間の環境整備に関する研究
研究者名※	小関 慶太
所属組織※	八洲学園大学 生涯学習学部 生涯学習学科 准教授
研究種別	研究助成
研究分野	都市環境工学
助成金額	150 万円
発表論文等	

※研究者名、所属組織は申請当時の名称となります。

（ ）は、報告書提出時所属先。

大林財団 2022 年度研究助成実施報告書

所属機関名 八洲学園大学 生涯学習学部
申請者氏名 小関 慶太

研究課題	子どものスケートボードの遊戯・競技の都市空間の環境整備に関する研究
(概要) ※最大 10 行まで 子どもの権利条約第 31 条を根拠として、子どもの遊び・競技としてのスケートボードを行う上での問題点として、都市にある空間の 1 つとしての「公園」「専用パーク」とその公園の環境や理解について理論及び観察調査研究を行った。 結果としては、空間に対しての安全安心を第一成果とした環境犯罪学的な見地、子どもの最善の利益や健全育成を第一目標とする遊び優先の考え方、市民の平穏性が交錯している。 都市空間の環境整備は、他者が他者を思いやり、対話（コミュニケーション）が必要になってくる。また場合によっては必要的公権力の介入により環境整備を行う必要性がある。	

1. 研究の目的	(注) 必要なページ数をご使用ください。
スケートボード (skateboard、以下「スケボ」) は、東京 2020 において選手の活躍もあり「新たにやってみよう」と思うものが増えているといわれているがスケボ人口比率の研究はまだ行われてはいない。この現象に伴い全国的にスケートボードパーク (以下「パーク (park)」) の建設は進んでいるものの、付け焼刃のような公園が増えているように考えられる。研究活動を進める中で見えてきたこととして、地元のプレーヤー (=ローカル) が懸命の努力の末、公園内への設置にこぎつけたケースもある。 従来のスケボ研究は、スケーターの当事者研究や身体表現の重心移動に関する研究、田中研之輔が社会学的視点からの研究等が挙げられる。田中は、若者集団の社会学研究の視点よりスケボを文化的行為とし社会の眼に関する問題とし、都市空間 (city zone) のオープンスペース (open space) である公園のベンチや階段をスケボの技 (trick) を行う場所として、受け入れられるか、そうではないのか、空間と文化的行為の問いについて考えられている。またスケボの行為は犯罪視 又は遊び とみられることがある。その背景にはオープンスペースの統制 (government) ・管理 (management) が関わってくる。また「身体の経験」「行為の帰結」についても言及はなされている。 またスケボを研究する者は、研究者でありながらスケーターもいれば、スケボをやらない非スケーターもいる。スケーターからすれば非スケーターがスケボに関して研究することにネガティブであることは、スケーターによる SNS などの書き込みからも勘案できることである。しかし、興味関心を持つ上でスケーター (利用者)、非スケーター (非利用者) は、関係がな	

いところでそれぞれの興味関心で研究が増えることが大切なことであるのではないだろうか。それぞれが其々の経験からの知見を合わせることが大切であると考えている。

2. 研究の経過

(注) 必要なページ数をご使用ください。

全国のスケートボード（以下「スケボ」）ができる場所（スケートボードが可能な公園、専用パーク、スポット）は約 720 箇所と言われている。NPO 法人日本スケートボード協会によれば 2023 年 5 月現在の公共施設は、434 施設うち 409 施設（スケボ利用可能）である。この内、スケボ専用施設は 163 施設である。防具着用義務及び推奨施設が 237 施設、有料施設が 90 施設、無料施設 342 施設、不明 2 施設である。地域別に見ると北海道・東北地方 61 施設、関東地方 116 施設（内都内 32 施設）、中部地方（甲信越含む）88 施設、近畿地方 49 施設、四国地方 22 施設、中国地方 37 施設、九州・沖縄地方 61 施設である。パーク建設が進まない背景には、非利用者の声もある。

非利用者の声を見ると①公共物や他人の財物を壊す（器物損壊）②迷惑行為や破壊行為を助長するような映像や発言がある③マナー違反④犯罪との関係性⑤近隣住民の迷惑を関係なく遊戯を楽しむ などといった問題がある。一部のマナー違反（悪質なものは違法行為）をする者がいればそれによってスケボへの社会の眼はさらに厳しいものになる。

本研究では、第一に理論的な研究と第二に現地の状況の社会調査研究を行った。社会調査は、研究代表者が非利用者の視点から観察調査（環境調査）と研究分担者が利用者の視点より参与観察を行った。

3. 研究の成果

(注) 必要なページ数をご使用ください。

(1) 理論的な研究成果

子どもの権利条約第 31 条に基づき子どもの遊びとしてのスケートボード全体像を考えた。スケートボードは社会的排除の考え方が強いと考えられているが、これはそのコミュニティでも社会を排除し、ともに排除の関係にあるのではないかと考えている。実際に非利用者が怖いと思うような出来事でも彼らの中では問題はないと聞くことがあるが、それは独りよがりの考え方であり、相手に伝わっていない。パークは都市公園の一角に設置されることが多くある中で決められた場所以外でもスケートボードの板に乗ってしまうものを観察調査でよく見かける。そういったことの積み重ねで事故や事件につながってしまう。パーク内にルールを設ける必要があるが、観察調査の中である場所に遊びに来るスケーターが全員横のつながりがあるわけではない。仲間（グループ）、個人（家族含む）のコミュニティが構築されている中で、転んでいたがっているのに同じスポーツをしている方々が声掛けすらしなない様子を目にした。論者は、幼少期からサッカーやバドミントンをやっていたが、練習試合で交流のない別のチームでも何かあれば声掛けが当たり前であった。またグラウンド（学外）の利用の際にはルールを設け伝えていた。例えばパーク内でルールを示されても茨城県神栖市の神栖総合公園等には、ルールを示した看板が設置されているため、横のつながりがなくても共有をすることは可能である。また課題であるパーク外での利用に関して高い関心を持っている。パーク外の利用に関し

て市民が警察への通報件数や出動後の聴取から「なぜ」そこで行うかの理由が明らかになるとよいと考える。

Joe Benjamin は「大人たちの関心は、遊びの施設の方へ向かいがちで、助成金を得るために奇抜なアイデアをひねりだそうと躍起になっている。けれども、そうなっては、本来の遊びよりも、用意された遊びに子どもの目を向かせようとすることになるのは避けられない」、J. Huizinga は「文化こそ遊びが生まれる」、「何よりもまず、遊びは自発的な行為である。やらされる遊びは、もはや遊びではない」と示している。

遊びは、自由の枠組みの中で子どもたちが自由な発想や想像力で学んでいく場所であるが、時には大人のサポートが必要となる。動物の親子の様子と置き換えると見えてくるのではないだろうか。子犬はじゃれあうが、親犬は本気で噛みつくことはない。すなわち、子犬と同じ目線に立ち、力加減もコントロールして向き合うことで群れの秩序が保たれる。

発達段階における遊びは、条約第 31 条の示されているように「児童がその年齢に適した遊び」が求められている。子どもの遊びの環境は、子ども自身が潜在的に秘めている力を前面に引きださなければならない。遊びを通して学び、能力の発達につながっていく点より、大人がお膳立てをしなければならぬのだろうかと思うところがあるが、大人の介入は最小限に留めなければならない。

遊びとは、落書き、折り紙、積み木を通して学びのベースを養い、数字遊び、言葉遊び、手遊び、家庭においてのお手伝いを通して対価を得ることで社会性が身につく遊び、時間や単位を遊び、買い物プラン遊び、通園からルールや人間関係を学ぶ遊び、新たな社会を見据えるマップ遊び、昆虫採集、植物採取、小さな冒険者遊び（スタンプラリー）から高機能携帯電話やパソコンを通して、アプリで遊ぶ、テレビゲームで遊ぶことで、遊びながら学びにつながっている。また遊びをピーター・グレイは「生存のスキル」という。

ユニセフの示す 10 項目の内、1 つに「子どもに関わる大人の理解とエンゲージメント（対話）」が挙げられるが、スケボに関しては、利用する子どもに関わらず大人も含め、地域との対話が必要になってくるのではないか。

スケートボードを目的とする公園作りではないが、石巻・川の上プロジェクトでは、「まちを耕し、人を育む」という理念で 2013 年にプロジェクトが発足し、新旧住民へのヒアリングを経て地域の居場所になるような広場を作った。地域住民の人々が協力することは不可欠であると考えられていた。

パークは、誰の場所であるのか。スケーター以外の利用者（非利用者）もいることを忘れてはならない。非利用者にとって、ボードが飛んでくる怖さ、ボードに乗った子どもが目の前に飛んでくる、通り過ぎる恐怖をスケーターは認識すべきである。スケーターのコミュニティでは、接触することはないのかもしれないが他者を恐怖に陥らせるような行為を行えば、そのパークは使用できなくなる可能性もあることを考える必要はある。自身が楽しみたいのであれば、他の遊びをするものと共生をする必要が出てくると同時に、パーク内での慣習的なルール若しくは、ルールの明文化する必要がある。

またパークを増設しても駅前広場や遊歩道などを遊技するものは減るのだろうか。パークを利用できる家庭に余裕がある子どももいれば、その反対も考えなければならない。その背景には経済的な理由、移動を伴う際の保護者（・家族）の協力、人間関係なども問題も挙げられる。パークを新たに設

置しても子どもの安全、送り出す保護者の安心、遊ぶ子どもの安心等の観点から行政や警察の見守りは、これまで以上に必要となりうるだろう。

前著論文

小関慶太「子どもの遊び場としてのスケートボードパークと都市空間の環境整備に関する研究（１）－非利用者の視点から－」『八洲論叢（第３号）』10-21. 2023

<https://doi.org/10.34381/0002000003>

※引用・参考文献は論考に掲載

（２） 観察調査

スケートボードに関して非利用者が好ましく思わない点は、音の問題、板が飛んでくる恐怖、利用者が怖い（挑発される）などといったことが挙げられる。また従来から犯罪との関係性について語られることもある。

観察調査では自家用車は利用せず、子どもたちが利用する視点より公共の交通機関及び可能な限り徒歩移動を心がけた。約９ヶ月間で公共の100ヶ所以上のスケートボードパーク（以下「スケパ」）、スケートボードができるスポット（以下、「スポット」）、総合公園、禁止区域などを回った。調査にあたっては事前に予定を組んで回っているが、実際は予定通りには周りきれず、帰宅は深夜になることもたびたびあった。

① 観察調査：調査項目と公園の特徴の検討

i. 観察先の概略

観察先に関しては、観察調査と参与観察を同一の場所で行うのが望ましく考えていたが実現不可能であったため、それぞれの分担の中で調査を行った。観察調査は、関東圏内を中心に限られた時間内で回りきれない範囲調査を行った。前述の通り、事前に情報収集をしているが現場に行かないとわからないことも多く、予定通りに行かないことや急な天候の変化に伴い豪雨に見舞われることも何度もあった。

本研究で行った観察調査先は下記のスライドの通りであるが、候補地として岐阜県、兵庫県内、奈良県内のパークも考えていたが調査の日程や移動方法が難しく断念をした経緯がある。

観察調査先

関東甲信越を中心に100ヶ所以上のパーク・スポット・総合公園・禁止区域で観察調査を行った。
観察の際：トイレ有無、自動販売機の有無、駅からの距離、公園の周辺などを調べた。



白地図 <https://frame-illust.com/>

下線部は首都圏 47 箇所（全体の 53%）を調査することが出来た。

ii. 観察の際の注目点

観察調査を行うにあたり、「子どもの遊ぶ環境（空間）として」として、通える手段としての駅からの距離、交通機関やトイレの有無、自動販売機の有無なども観察の対象としてきた。

第一に環境に関して、スケートボードの特性上「音」が出るため住宅街などに置くことが出来ずに河川敷（新潟新崎・柏・川崎・八千代等）や河口付近の公園（豊橋・横須賀・木更津・沼津・品川・新潟西海岸等）に多く配置されている傾向にあった。またショッピングモールや遊園地の付近（浦安・市原・成田湯川）、森林に囲まれた総合公園内（八王子・宇都宮・日光・銚子等）と近隣住民への配慮がされているように伺われた。中には住宅街に点在する公園もある（稲毛・京都田辺・つくば流星公園等）。ここでの問題点は、音をどのように逃がすかが問われてくる。音の逃げ方は、高速道路や鉄道の防音壁の設置や床面の吸音を考える必要がある。ただ後者の吸音に関しては、壁に対しての吸音であれば設置は可能かと思われるが床面に関しては難しい。また利用者は、音に魅力を感じているとした場合、吸音や逃し方の解決方法ではなくなる。他のスポーツで考えてみると、競技としてのバドミントンであればラケットのガットとシャトルが接触する音に魅力を感じた経験がある。ただこの音は、体育館などの無風の場合に奏でるものであり、屋外で魅力的な音を奏でることはむずかしいため比較とするには適さないのかもしれない。高速道路や鉄道に関しての音の逃し方として、また音の伝わり方は、日中と夜の温度差の影響もあると考えられている。公園を新たに設置する際には音の逃し方の検討を行う必要がある。

そよかぜ公園（横須賀）の場合は、公園の横が大型ショッピングモールの上に向けた壁、駐車場を経て交通量の多い道路（よこすか海岸通り）、海、バーベキューが行うことができる公園や駐車場と音の逃げ場があることで、公園から一歩外に出ると音を気にすることはなくなった。これに対して、市原更級公園（市原市）のオリパとスポットや蘇我スポーツ公園（千葉市）の場合は、総合公園内の

隅っこで隣接するショッピングモールもあるものの、背の高い建物で音を上に飛ばすこともないため、最寄り駅付近まで天気によっては音が響くことがある。すなわち、近隣に住む住民にとっては、平穏性を侵害されるものである。2009年に富山県高岡では、高岡ステーションビル屋上にスケートボードパークを設置（オープン）したという。

第二に最寄り駅からの距離に関しては、第一に示したように音の問題もあり住宅などが密集する駅付近に設置することが難しく、調査を行うに移動に相当の時間を要した。駅から徒歩数分の公園は、新豊パーク（新豊田市駅前/愛知県豊田市）、テクノさかき（坂城駅前/長野県）、藪中公園（京急大鳥居駅/東京都大田区）、摩周丸前の広場（函館駅/北海道函館市）程度であった。多くの公園が徒歩15分以上又は、何らかの交通機関（バス、路面電車、タクシー）を利用する必要があった。徒歩20分超えは、神奈川県内の小田原球場のある上府中公園（スポット）、うみかぜ公園（横須賀市）、本牧市民公園（磯子区）、谷本公園（青葉区）などが挙げられる他、東京都内の武蔵野地区や八王子地区などでも駅から徒歩圏内で行ける場所も少なく路線バスを利用した。全体的に駅から離れており、子どもが1人で遊びに行けるかと問われると非常に難しい環境にあり、自家用車があり保護者や友人等の家族に共に行ける環境がないと遊べる環境にはないと言えよう。

第三に自動販売機の有無に関して、管理が出来ている公園にはスケートボードができる場所の近くに飲料水やアイスの自動販売機が設置されていることが多くあったが、河川敷などで管理が十分に行き届いていない場合は、すぐそばに自動販売機は設置されていなかった。自動販売機を設置する以上は電力が必要且つ、金銭を扱う以上管理ということを考えると、設置が困難なケースも致し方ないのではないだろうか。

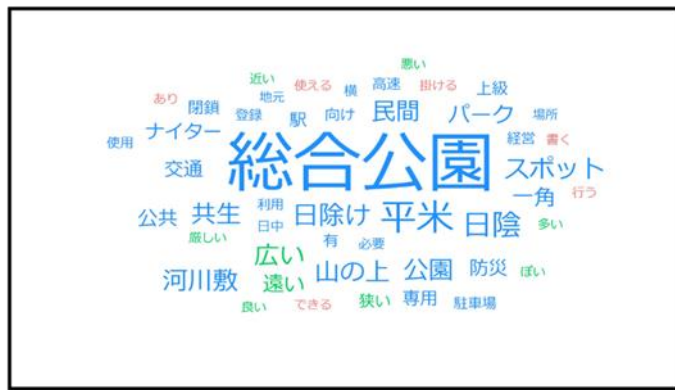
第四に公衆トイレの設置に関して、トイレは簡易トイレからログハウス調の立派なトイレまで様々であった。中には管理事務所も併設されているものもあった。特に総合公園に設置されている箇所に関しては、トイレや自動販売機なども整備されているが、河川敷などの場合は、必ずしもパークのそばに置かれているわけではなく多少の移動を伴うケースもあった（新潟阿賀野川ふれあい公園等）。

第四に情報に関して、公共の施設であることもあり市区町村（自治体）の公式WEBサイトに案内が掲載されているところが多かったが一部リンク切れもあり情報収集に困難をきたした。WEBサイトでは注意事項、禁止事項、遵守事項などが掲載されていた。またこれらと同等の内容がそれぞれのパークの看板にも記載されていた。この看板設置に関しては、公園の景観との兼ね合いからも考える必要はあることを言及したい。このように注意事項などが記載されているから必ず守られているかは、また別の問題であるように思われる。調査を行った中で専用パークある戸吹スポーツ公園（八王子市）や21世紀の森公園（福島県いわき市）では、利用者のルールが浸透しているように見受けられた。

iii. 観察結果の分析

専用パーク及びスポットで観察調査を行った際に印象に残った点を1文にまとめたデータをテキストマイニングで解析を行った。解析ソフトは「AIテキストマイニング」（無料版）を利用した。

この中で子どもの安全の観点から「総合公園」「日陰」「日除け」などが挙げられるが、ネガティブなものとして「閉鎖」「一角」「狭い」などが示された。また駅からの距離「遠い」や「上級（者向け）」であり初心者が楽しめない点などが挙げられた。また音の問題もあるが河川敷など災害時に影響を受ける可能性も否めない。また公共パークと民間パークでコスト面の問題も挙げられてくる。



iv. 観察調査：禁止区域に関して

観察調査を行う際に近隣の禁止区域の様子も合わせて調査を行った。禁止区域にはスケートボード禁止に関する看板や張り紙がなされているが、剥がれている（剥がされている）や毀損されているところもあり、判断のつかない場所もある。これに関しては、関連する施設の WEB サイトにも記載が必要 と考える。

第一に専用パークやスポットに隣接する駅前広場、遊歩道の場合は、蘇我スポーツ公園（千葉市）につながる千葉中央駅から新宿公園周辺ではスケートボードの使用を禁止する看板や張り紙がある。また新潟駅付近には公共の施設が数カ所あるが同じように駅前付近の広場でのスケートボードを禁止する張り紙がなされている。

第二にショッピングセンター内も千葉市内にあるところでもスケートボードの使用を禁止する張り紙が貼られているところがある。

第三に総合公園内で指定箇所以外では使用禁止として神栖総合公園（かしま防災アリーナ・茨城県神栖市）、21 世紀の森公園（福島県いわき市）、市民ふれあい公園（千葉県富津市）、宝ヶ池公園（京都府京都市）、豊橋総合スポーツ公園（愛知県豊橋市）などが挙げられる。

第四に総合公園であるがスケートボードの使用を禁止している公園や環境としてスケートボードが出来ない場所もあった。例えば岩田運動公園（愛知県豊橋市）は、球場やグランドテニスコートがあり、市民ふれあい公園（君津市）や上府中公園（小田原市）と似た環境にある。

一定数のルールを逸脱するものがいれば禁止地域に厳しい対応が求められてくる。これはスケートボードに関すること以外にも当てはまるが、調査を行っている中では「ボール遊び禁止」「サッカー禁止」「自転車の乗り入れ禁止」より「スケートボード禁止」が多く見受けられた。

② 都市空間の環境整備の提案

公園は、オープンスペースであり不特定多数の利用者が憩いの場であることが前提である。また設置者や管理者にはその空間が魅力的な、親しみのある場である公共性、公共空間であることが求められてくる。公園で子どもたちがおままごとをする、かけっこを、ボール投げをする場所にスケートボードの板やバスケットボールが飛んで来る環境は許容できない。公共の空間であるが誰もが心理的に安心して遊べる環境であり、保護者が子どもたちだけで公園に遊びに活かせる安心の確保が必要である。

遊ぶ環境を考える上で子どもの遊ぶ権利が前提となる。冒険遊び場（プレイパーク）では、子どもの危険もプレイリーダーや大人が見守り、リスクから学ぶこともあると考えられている（小関調査；

2020)。しかし、この場合でも他人を巻き込む可能性が高いものに関しては、事後的な対応もしっかり行われている（小関調査；2020）。

スケートボードという競技、遊戯にはボードというタイヤの付いた道具が必要となることを前提に考える中で事故が発生した際に他者に迷惑がかからないためにどのようにすれば良いか、本研究を通して次のように提案をしたい。

i. これからのパークの検討に関して

2022 年 3 月の休日に都立武蔵野公園内のスケートボードパークでトリックに失敗してボードが東八道路に飛び出しバイクを走行していた被害者（転倒・負傷・緊急搬送）にぶつかり怪我をした事件が発生した。このような事故 が起きうる可能性はどこでもあり、柵やフェンスを設置すれば良いと言うわけではないが、対策が取られていれば発生率は高まる。また管理者の有無と責任の所在も問題となってくる。

・管理事務所と啓蒙

今後、新たなパークも設置されるかと思うが、新設パークには管理事務所の設置を行い内々の接触事故などの要望やマナー違反に対して目を光らせると同時に、外的な事故予防のために利用者への啓発を行う機会を設けるべきだと考える。例えば、公園内のうちスケートボード使用区域から外れる場合はボードをバックに片付けるなどする。また大きめの管理事務所であればロッカーなどを設置して有料で道具を保管できる環境を設けることも必要である。

・登録制や使用料

登録することでその場所への帰属性を有する結果となり、そのパークを大切に使用するとともに失くさないためにもルールやマナーの徹底化に繋がっていく。また何か起きた際に利用状況の把握にも繋がってくる。

使用料に関しては、地方交付税との関係もあるかと考えられるが、環境維持のためにも必要であると考ええる。子どもの遊びにコストをどこまで掛けられるかで行った際にボード購入費用の他に様々な費用が嵩みさらに場所を利用することに費用がかかれば、禁止区域でも利用者が増えてしまう懸念点の勘案できるが、その一定数の問題を除いても管理者や環境整備の観点からと利用者の意識の視点から必要であると考えられる。つくば市にある流星台スケートボードパーク（茨城県）では、18 歳以上（成人）のみ利用料が発生し、18 歳未満からは徴収されていない。

・注意喚起の看板設置

多くのパークで看板もしくは WEB 上での注意事項を記載したものを見たが、中には劣化して読めなくなっているものもある。必要に応じて改修を行うとともに、新規のパークにおいては目立つ場所に設置をするなどする必要がある。

・日陰、休憩、トイレ、自動販売機

熱中症対策として日陰の設置や自動販売機、トイレの設置は必須である。しかし自動販売機に関しては、トリックを行う際にスマートフォンやお財布を所持してできないこともあるようで、これの管

理の観点より手ぶらや最低限の電子マネー（鉄道用電子マネー）等のみでも使える環境も求められる。観察調査の中、購入方法の1つに電子マネーが使える環境に関しては多くはなく、できる場合は管理事務所などがありセキュリティが確保できる環境にあることが前提にあった。

また日陰の場所の設置も必要であり、これはスケートボード競技・遊戯に限ることではなく、全てのスポーツに共通している。調査の中では、日陰の確保が十分ではないように見受けられた。ただこれに関しては、設置されていれば良いが、利用者自身が適宜日陰で休息を取るなどすることを自覚し行動することが大切である。また管理された環境では熱中症の対策・啓発を講ずることが求められる。

公園に関しては、第一に管理する場所の設置、第二に見やすい注意喚起の看板の設置、第三にトイレや自動販売機の設置、第四に日陰や安全に休憩・休息が取れる場所の設置、第五に武蔵野公園等の教訓よりボードが外に飛んで行かないようにフェンス・柵・植栽を設けることである。また専用パークに来るものがパーク外でマナー違反をする機会をなくすために、「やらない」を教育することも大切であるが、「できる」環境を設けるのではなく、「やらせないため」にも「できない環境」に変えて行く必要がある。よってパークの外は砂利や砂利状のタイルなどにするなどの工夫を行う必要がある。 非利用者も安心して使える魅力的な公園にすることで、スケートボードに対して理解を得ることで利用者も気持ちよく使うことができるのではないだろうか。

つくば流星台スケートボードパーク（茨城県）や豊橋スポーツ公園、戸吹スポーツ公園などは、理想的な構造になっていた。

・禁止区域の環境整備

人に注目した原因論では、教育や啓蒙活動で禁止行為を認識させスケートボードの違反を減らすことができると考えられるが、できる環境がある以上は、一定数のルールやマナーに反するものもいる。たとえ、行政や警察が対策を強化してもイタチごっこことである。

環境犯罪学の参考に犯罪の機会を減らすためには環境を変える必要がある。例えば、タイル面を滑走しにくいものに変える。しかしベビーカーや障害を有する者の歩行に負荷を掛けてしまう点なども考慮をしなければならない。例えば新潟の事例では、駅前などで滑りにくくするためブランターなどを設置した。また調査の際にも確認をしたが至る所に禁止の張り紙が設置されていた。豊橋スポーツ公園などでも専用場所以外の床面では滑走が困難な素材が使われていた。また富津ふれあい公園なども「できない環境」であった。

・対話の必要性

新設をする際には地域における対話（communication）が必要となり、非利用者の声と利用者の声それぞれを聞きながら折衷点を考える必要もある。利用者は、非利用者を考えその反対もあり、相互で尊重をしながらより良い魅力的なオープンスペース・公園を建設が理想である。

これまでの論考なのでも取り上げ、実際に観察調査の中で出向いた豊田市にある新豊パークは、SNS 情報発信を見ていても市民との対話、ともに作っている公園だと感じた。

また神奈川県秦野市では、市長と高校生6名で意見交換の場を設け、高校生は「高速道路の高架下を利活用した「スケートボードパークの整備」を提案し、魅力を動画で紹介して訴えた」。

v. 総括

観察調査を経て、東京 2020 以降のスケートボードが人気スポーツになったもののパークやスポットが足りていないということは事実である。しかし、行政は積極的に既存の公園の再整備など予算を確保して取り組んでいる。利用者の視点からするとそれでも足りないから設置をして欲しい考えるが、非利用者の視点からすれば公共パークやスポットを増やしたからといってマナー違反、逸脱行動が減るかを考えると、結論としては、その場所に行くことが出来なものが禁止場所や人に迷惑を掛ける場所で遊戯・競技を行う。これに対して警察や行政は取締の強化が求められてくる。

またつくば市が示している「スケートボードは自由で、お互いを尊重しあうカルチャーがあり、コミュニケーション能力が磨かれるスポーツです。スケートボードの楽しみ方は、自由な発想で想像力豊かに様々なトリックやセクションなどにチャレンジする事です、ルールとマナーを守って安全に楽しみましょう。」に尽きない。ここでいうお互いは、利用者間の互いと利用者と非利用者の互いと捉える解釈も可能であり、互いに尊重することで心理的な意味での安心と物理的な意味での安全の確保に繋がっていく。

社会実験として四日市市、豊田市（新豊パーク）、川崎橘公園（神奈川県）、八王子の公園（東京都）などで試験的に市民との協働な取り組みがなされているが、多くの地域においても利用者と非利用者のコミュニケーションの機会を設けていくことが必要であり、非利用者がどのように考えているのか。心の安心と身体の安全をどのように確保すべきか、対話という方法から取り入れていくことが大切である。

前著論文

小関慶太「子どもの遊び場としてのスケートボードパークと都市空間の環境整備に関する研究（2）
-観察調査を経て-」『リカレント研究論集（第4号）』35-47. 2024

<https://doi.org/10.34381/0002000040>

※引用・参考文献は論考に掲載

【表1】観察調査先一覧

※訪問したが見つからなかった公園/民間経営/一部未掲載含む

番号	都道府県	市町村	公園名(略称)	番号	都道府県	市町村	公園名(略称)
C 1	千葉	市川	塩浜第二公園	C 43	千葉	柏市	大堀川防災レクリエーション
C 2	千葉	浦安	浦安運動公園	C 44	千葉	野田市	野田市総合公園
C 3	千葉	松戸	松戸総合公園	C 45	千葉	柏市	県立柏の葉公園スポット
C 4	千葉	市原	上総更級公園広場	C 46	千葉	千葉市	北磯部第四公園
C 5	千葉	市原	専用パーク	C 47	千葉	千葉市	小中台第二公園
T 6	東京	新宿	新宿中央公園	C 48	千葉	八千代市	八千代総合運動公園
T 7	東京	葛飾	区立堤通公園	C 49	千葉	成田市	成田大谷津運動公園
T 8	東京	葛飾	上千葉砂原公園	C 50	千葉	佐倉市	LIFEパーク
T 9	東京	文京	小石川運動場	S 51	埼玉	鴻巣市	上谷総合公園
C 10	千葉	木更津	潮風公園	S 52	埼玉	川口市	川口スケートパーク
C 11	千葉	袖ヶ浦	袖が浦公園	S 53	埼玉	浦和市	北浦和公園(スポット)
SZ 12	静岡	沼津	鳥郷海岸	C 54	千葉	銚子市	夫婦鼻公園
N 13	長野	須坂	望岳公園	K 55	神奈川	横浜市	本牧市民公園
N 14	長野	長野	三才	T 56	東京	大田区	藪中公園
N 15	長野	坂城町	テクノさかき	K 57	神奈川	川崎市	大師川原公園スケートボード場
N 16	長野	長野	南長野総合公園	K 58	神奈川	厚木市	ぼうさいの丘公園
N 17	長野	中野	中野市運動公園	K 59	神奈川	平塚市	おおね公園
N 18	長野	安曇野	ANCアリーナ	K 60	神奈川	藤沢市	秋葉台公園
N 19	長野	大町	大町グリーン	K 61	神奈川	藤沢市	鵜沼海浜公園(休業中)
N 20	長野	松本	波田扇子田運動公園	I 62	茨城	常総市	きぬ総合公園
N 21	長野	白馬	TRUE PLAYERS	I 63	茨城	つくば市	流星台スケパ
K 22	神奈川	小田原	上府中公園	I 64	茨城	取手市	藤代緑地公園
K 23	神奈川	横須賀	うみかぜ公園	H 65	北海道	函館市	摩周丸前の広場(スポット)
I 24	茨城	神栖	神栖海浜公園	H 66	北海道	函館市	湯川漁港(スポット)
I 25	茨城	神栖	神栖中央公園	H 67	北海道	函館市	緑の島(スポット)
K 26	神奈川	横浜	谷本公園	H 68	北海道	北斗市	新函館北斗駅前スケパ
A 27	愛知	豊田	新豊パーク	K 69	神奈川	大和市	ふるさとの森すかい広場
A 28	愛知	名古屋	若宮大通公園スケパ	K 70	神奈川	川崎市	多摩川河川敷エリア
A 29	愛知	名古屋	庄内緑地公園	K 71	神奈川	川崎市	川崎競輪
A 30	愛知	小牧	スケパ川西	T 72	東京	品川区	大井ふ頭中央海浜公園内
M 31	三重	四日市	中央通り仮設スケパ	T 73	東京	品川区	田町スケパ 夕凧橋際遊び場
M 32	三重	伊勢市	ベイエリア	T 74	東京	品川区	八潮北スケパ
T 33	東京	八王子市	戸吹スポーツ公園	O 75	大阪	泉大津市	泉大津円形公園
T 34	東京	立川市	立川中央公園スケパ	SZ 76	静岡	浜松市	舞阪乙女公園
K 35	神奈川	相模原市	小山公園ニュースポーツ広場	KY 77	京都	田辺市	田辺公園
T 36	東京	小金井市	武蔵野公園野川公園	KY 78	京都	京都市	宝ヶ池公園
T 37	東京	小金井市	小金井公園榎の広場	KY 79	京都	京都市	火打形公園
T 38	東京	武蔵野市	武蔵野ストリートスポーツ広場	O 80	大阪	茨木市	IBALAB(イバラボ)
TG 39	栃木	宇都宮市	みずほ自然の森公園	NG 81	新潟	新潟市	阿賀野川ふれあい公園
TG 40	栃木	宇都宮市	栃木県運動公園内	NG 82	新潟	新潟市	AIRMANスケパ
TG 41	栃木	日光市	丸山公園	NG 83	新潟	新潟市	西海岸公園エリア
F 42	福島	いわき市	21世紀の森公園	A 84	愛知	豊橋市	総合スポーツ公園
				K 85	神奈川	相模原市	麻溝公園
				C 86	千葉	君津市	市民ふれあい公園

4. 今後の課題

(注) 必要なページ数をご使用ください。

- 1) 理論的な研究に関して「スケートボードと地域住民の関係性」に関してはまだまだ発展途上であることもあり、本研究を通して「公園は誰の場所」「公園の本質」「公園を巡る利用者の共生」に関する部分に深く関心を持ち継続的に調査研究を行って行く必要があると強く感じている。
- 2) 観察調査では、全国的な調査が出来ず、西日本（四国・九州沖縄・中国）、東日本（東北・北海道（札幌・釧路・網走）などの状況を十分に調査することが出来なかった。屋外施設において、豪雪地域や多湿地域での運用もしっかり検討をしなければ、子どもの遊ぶ権利と地域住民の理解には繋がってこない。本件に関しては、継続研究を行いたい。
- 3) また犯罪社会学的な視点から都市工学を考えるきっかけになったものの、地域社会が犯罪原因論の視点、犯罪機会論の視点からのアプローチかでスケートボード利用（違反者含む）に対する対策・政策が異なっていることもあるので、研究の深化を行い、加害者も被害者を生まない「遊びの環境づくり」を『都市工学×犯罪学』『公園環境学×犯罪学』の視点で考えていかねければならないと再確認することが出来、今後検討を行いたい。

研究成果

(論文)

小関慶太「子どもの遊び場としてのスケートボードパークと都市空間の環境整備に関する研究 (1) - 非利用者の視点から-」『八洲論叢 (第 3 号)』10-21.2023

小関慶太「子どもの遊び場としてのスケートボードパークと都市空間の環境整備に関する研究 (2) -観察調査を経て-」『リカレント研究論集 (第 4 号)』35-47.2024

(学会報告)

小関慶太「子どもの遊び場としてのスケートボードパークと都市空間の環境整備に関する研究」(ポスター報告) 超異分野学会豊橋フォーラム 2023.12 (愛知県豊橋市)

(その他)

八洲学園大学生涯学習学部において 2024 年度後期より「子どもの遊びと公園」(1 単位・講義方式) を新規開講し、研究成果を交えながら講義を行っていく。また研究成果より 2026 年度公刊予定で著書『子どもの遊びと公園』をまとめている。